

令和7年4月1日 施行

※1 仕様基準又はモデル建物法は、戸全全体又は非住宅全全体を当該基準で評価する場合にのみ適用可能です。

※2 各区分のうち該当部分がない場合（0円）は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※3 共同住宅等の共用部分を評価しない場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。（※共同住宅等の共用部分のみの申請であって共用部分の評価しない場合を除く。）

※4 戸建ての住宅又は共同住宅等の場合で、仕様基準により評価を行う場合は、「建築物省エネ法（仕様基準により確認申請中で審査するもの）の確認申請手数料一覧」を御確認ください。

※5 「工場等以外」と「工場」の複合用途の場合は、各々の床面積で算出した金額の合計金額とします。（ただし、当該合計金額が全体を「工場等以外」として算出した金額を超える場合は、全体を「工場等以外」として算出した金額とします。）